確　定　図

補足事項
①官民立会部分のみ「赤色」で着色してください。
②対側について、確定図の範囲内にあるプロット済みの既設設境界はすべて図示してください。（対側も確定する場合を除き、対側の測点名や辺長距離、座標データ等の記載は不要です。）
③引照点網図に替えて、確定図内の引照点の位置を図示し、座標データを掲載することとしても構いません。
④幅員の記載と横断面図は１路線2本程度必要ですが、形状・形態が同じであれば横断面図は1本で構いません。
⑤対側立会を省略した場合や立会未了となった場合はその旨を確定図上に記載してください。
⑥実測幅、公図幅ともに4.0m以上の場合において、対側に確定資料及び既設境界標が無い場合のみ「現況幅員」と付記してください。（4.0m未満の場合は、「参考幅員」や「現況幅員」と付記しないでください。）
⑦セットバック等で対側確定の必要がある場合の確定図記載方法は、別途担当者に確認してください。

（例）座標法求積表

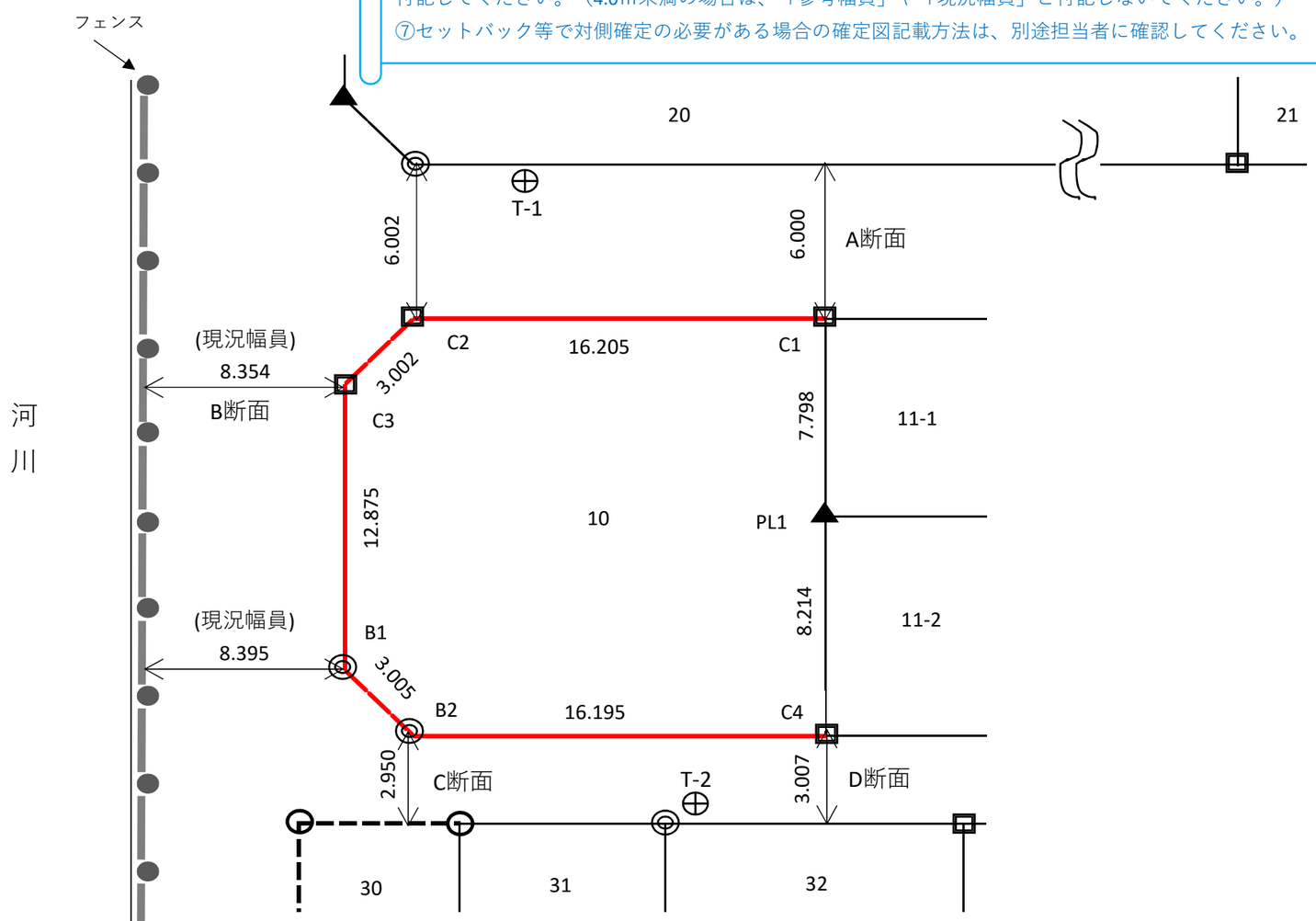

30番は所有者所在不明のため立会未了
※構造物界を基準に幅員を記載した。

32番は平成26年の確定図に記載された既設境界標に変動が無いため立会省略

（例）座標一覧表
（基準点等名称及び座標一覧表）
（引照点等名称及び座標一覧表）

（例）
境界標
凡　例

所　在	大府市●▲町一丁目10番
縮　尺	1/●●●
作成日	年　月　日
作成者	土地家屋調査士法人　●●●● 代表社員 土地家屋調査士　■■　■　職印